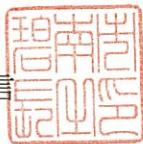


農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成26年11月28日

碧南市長 補 宜 田 政 信



記

1 協議の場を設けた区域の範囲

碧南地区

(協議は次の3地区に分けて実施した。新川・西端地区、旭地区、大浜・棚尾地区)

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成26年11月27日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

	地域の中心となる経営体		地域の中心となる 経営体以外の農業 者	合計
	認定農業者	新規就農者		
新川	1		3	4
西端	5		3	8
大浜	25	3	4	32
棚尾	14			14
旭	17	2		19
その他	1		1	2
合計	63	5	11	79

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5 農地中間管理機構の活用方針

農地所有者の希望を尊重しつつ、積極的に農地中間管理機構に貸し付ける

## 6 地域農業の将来のありかた

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき、生産者や地域の自主性の尊重を基本とし、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。

土地利用型農業による経営改善を目指す農業者に対しては、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の元に両者を適切に結びつけ、利用権設定等により集団化及び連担化した農地の利用集積を進め、農業経営の規模拡大に資するよう努める。

集約的な経営展開を助長するためには、関係機関の指導の下に、既存園芸の作型、品種の改善による高収益や新規作物の導入を図る。

また、省力技術の普及や生産基盤の整備等による生産コストの低減を推進する。連携する農家においては、農地の貸付、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持等、地域全体としての発展に結びつくような役割を担う。